

令和8年度
つくば市

介護職員

就労スタートアップフォロー給付金

つくば市内の特定の介護事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。

給付金額

| | |
|-------|---------|
| 常勤職員 | 50,000円 |
| 非常勤職員 | 30,000円 |

対象者

次の条件をすべて満たしている必要があります。

- 1 介護事業所等^{*}において勤務の経験がないこと。又は勤務の経験はあるが、当該事業所の退職日から現在勤務している市内の介護事業所等^{*}を運営する法人と市の定める特定の職種^{*}として雇用契約を締結した日までの期間が1年以上経過していること。
- 2 2025年7月1日から2026年6月30日までの間に市内の介護事業所等^{*}を運営する法人と市の定める特定の職種^{*}として雇用契約を締結し、勤務していること。
- 3 2の雇用契約に係る法人が運営する市内の介護事業所等に勤務する方で、次のいずれかに該当すること。
(1)常勤職員としての給付を希望する場合は、2026年8月1日から申請日まで常勤職員として勤務していること。
(2)非常勤職員としての給付を希望する場合は、2026年8月から2027年1月までの各月において、1日から28日までの勤務時間数の合計を4で除して得た1週間当たりの勤務時間数の平均値が、各月それぞれで20時間以上であること。
- 4 派遣労働者でないこと。

※介護事業所等の種別や職種の詳細については、ホームページ掲載の「申請の手引き」をご確認ください。

申請受付：令和9年(2027年)2月1日(月)～26日(金)(ただし、土日祝を除く。)

午前8時45分から午後4時30分まで

ホームページ掲載の「申請の手引き」を確認のうえ、申請書等を持参又は郵送で提出してください。

(郵送の場合、2月1日～2月26日必着)

<https://www.city.tsukuba.lg.jp>

ホームページ

[トップページ → 健康・医療・福祉 → 保険・年金 → 介護保険 → 施設の届出・指定・認可 → 介護職員の就労及び研修受講に係る給付金を交付します]



問合せ先

つくば市福祉部高齢福祉課 介護人材給付金担当
電話 029-883-1111 (内線 1232)